

### 資料3

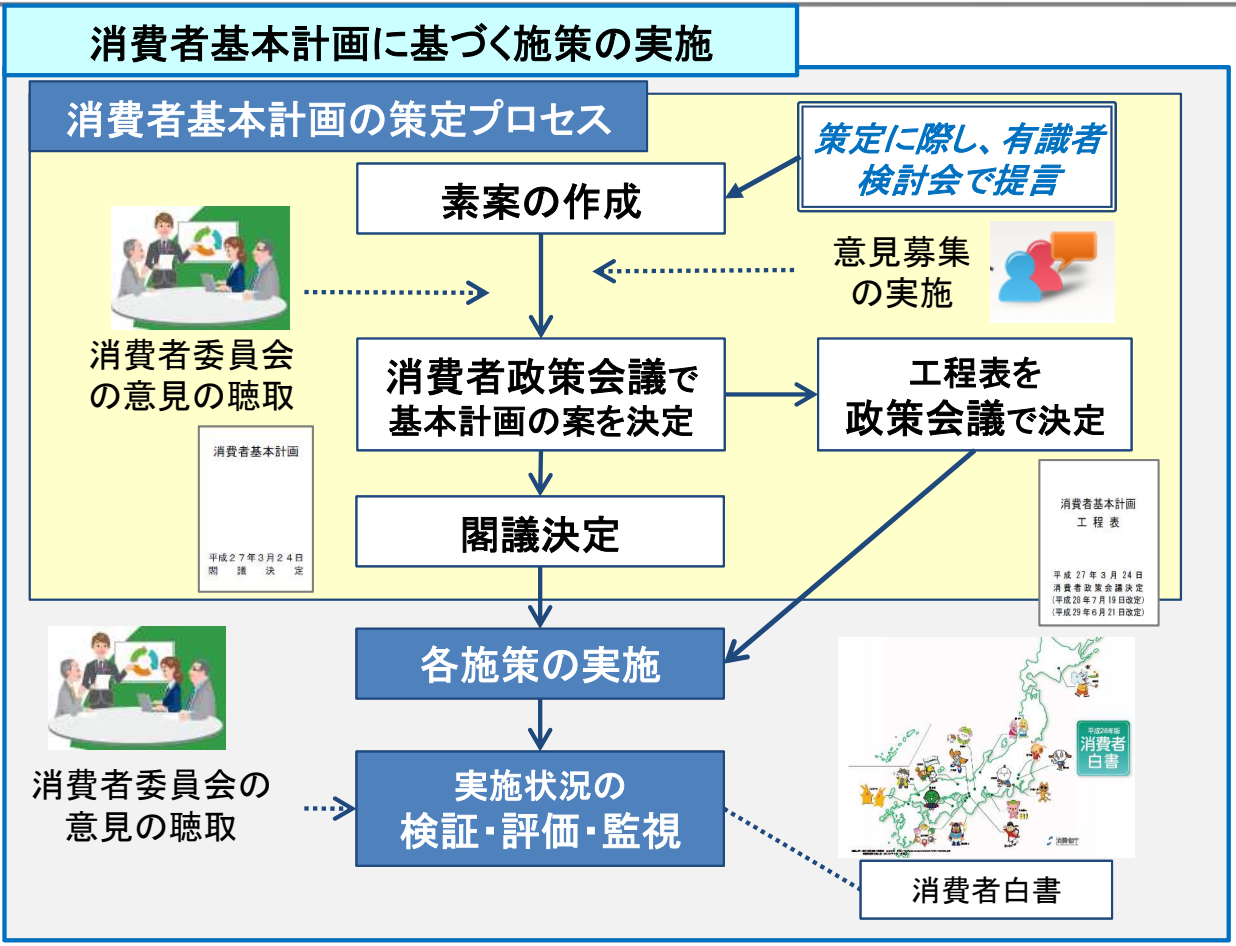
平成29年10月30日・第1回第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会

# 消費者基本計画について

# 消費者基本計画について

- **消費者基本計画**は、消費者基本法(平成16年6月施行)第9条に基づき、**長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項**について、**閣議決定**するもの。
- 過去には3回策定されており、**現行の基本計画(第3期)**は、**平成27年3月24日に閣議決定**され、平成27年度以降の5か年を対象とするもの。  
 【これまでの策定実績】
  - ・平成17～21年度 第1期「消費者基本計画」(平成17年4月8日 閣議決定)
  - ・平成22～26年度 第2期「消費者基本計画」(平成22年3月30日 閣議決定)
  - ・平成27～31年度 第3期「消費者基本計画」(平成27年3月24日 閣議決定)

※ 工程表を作成し、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定するとともに、必要に応じて消費者基本計画の改定を実施。



## 消費者政策会議※ 構成員

- |           |                |            |
|-----------|----------------|------------|
| <b>会長</b> | 内閣総理大臣         |            |
| <b>委員</b> | 内閣府特命担当大臣(消費者) | 内閣府特命担当大臣  |
|           | 内閣官房長官         | 法務大臣       |
|           | 総務大臣           | 財務大臣       |
|           | 外務大臣           | 厚生労働大臣     |
|           | 文部科学大臣         | 経済産業大臣     |
|           | 農林水産大臣         | 環境大臣       |
|           | 国土交通大臣         | 復興大臣       |
|           | 防衛大臣           | 公正取引委員会委員長 |
|           | 国家公安委員会委員長     |            |

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。

## 消費者基本計画策定の趣旨

- 平成16年(2004年)6月に消費者基本法が制定。
- 基本法においては、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とし、政府に消費者基本計画の策定を義務付け。
- 政府として消費者利益の擁護・増進に計画的・一体的に取り組むために計画を策定。

## 消費者政策の基本的方向

(1)消費者の安全・安心の確保	(2)消費者の自立のための基盤整備	(3)緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応
<ul style="list-style-type: none"><li>① 消費者の身の回りからの危険な商品の排除</li><li>② 安全・安心づくりへの消費者の参加</li><li>③ 消費者による食の安全・安心情報の入手</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 消費者取引の多様化に対応したルールの整備</li><li>② 消費者団体訴訟制度の導入</li><li>③ 消費者教育を受けられる機会の充実</li><li>④ 環境に配慮した消費行動の促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 消費者からの苦情相談を活用したトラブルの未然防止・拡大防止</li><li>② 緊要な消費者トラブルへの対応</li></ul>

# 第1期消費者基本計画の概要(その2)

## 消費者政策の重点

### 1. リコール制度の強化・拡充

- ①自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底
- ②事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討
- ③社告等による製品の回収措置に関する情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築

### 2. リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進

- ①消費者の関心を踏まえた実施
- ②消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上

### 3. 食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進

- ①最先端の情報処理技術の活用によるシステムの構築
- ②生産情報公表JAS規格の対象品目の拡大
- ③牛肉トレーサビリティ法の確実な実施

### 4. 分野横断的・包括的な視点に立ったルールづくり

- ①情報提供義務や勧誘のあり方等についての幅広い検討
- ②景品表示法の厳正な運用
- ③特定商取引法の厳正な運用
- ④金融分野における投資サービス法制の検討
- ⑤信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討
- ⑥ITを活用した取引における利用者保護ルールの検討

### 5. 消費者団体訴訟制度の導入

### 6. 学校や社会教育施設における消費者教育の推進

- ①内閣府・文部科学省間の連携の強化
- ②消費生活センターと教育委員会との連携強化
- ③「出前講座」実施の専門家育成
- ④消費者教育の基盤整備
- ⑤消費者教育の体系化

### 7. 環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進

- ①消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」の展開
- ②循環型社会に向けた3Rの普及啓発
- ③環境教育の推進
- ④環境情報の提供の充実
- ⑤消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進

### 8. 消費者からの苦情相談の活用

- ①国民生活センターと関係行政機関との連携の強化
- ②国民生活センターの中核的機能の強化
- ③消費生活センターと関係機関等との連携のあり方の検討
- ④「eConsumer.gov 日本語サイト」の整備

### 9. 緊要な消費者トラブルへの対応

- ①ITの進展に伴う社会問題への連携体制の強化
- ②架空請求・不当請求の排除
- ③偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済
- ④フィッシングの防止
- ⑤外国為替証拠金取引の適正化

## 計画の効果的な実施

・消費者、事業者への広報・啓発

・地方公共団体、事業者団体及び消費者団体との連携

・消費者基本計画推進体制の充実・強化

・消費者基本計画の検証・評価・監視

・新たな消費者問題への起動的な対応

## 消費者基本計画策定の趣旨

- 消費者基本計画策定後の食の安全・安心をゆるがす事件等の発生。
- 消費者政策が、消費者庁と消費者委員会の創設を契機として新たに大きな歩み。  
→ 新たなステージに入った消費者政策について、計画を定め、計画的・一体的に推進。

## 消費者政策の基本的方向と重点的な取組

### 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(1)消費者の安全・安心の確保	(2)消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(3)消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実	(4)消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保	(5)消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
<p>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。</p> <p>イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。</p> <p>ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。</p>	<p>ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。</p> <p>イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。</p>	<p>ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。</p> <p>イ 学校における消費者教育を推進・支援します。</p> <p>ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。</p> <p>エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。</p>		<p>ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。</p> <p>イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。</p>

# 第2期消費者基本計画の概要(その2)

## 消費者政策の基本的方向と重点的な取組(続き)

### 2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上

(1)地方公共団体への支援・連携	(2)消費者団体等との連携	(3)事業者や事業者団体による自主的な取組の促進	(4)行政組織体制の充実・強化
○「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策の推進、「集中育成・強化期間」後に向けた取組を実施します。			

### 3 経済社会の発展への対応

(1)環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(2)高度情報通信社会の進展への的確な対応	(3)国際化の進展への対応

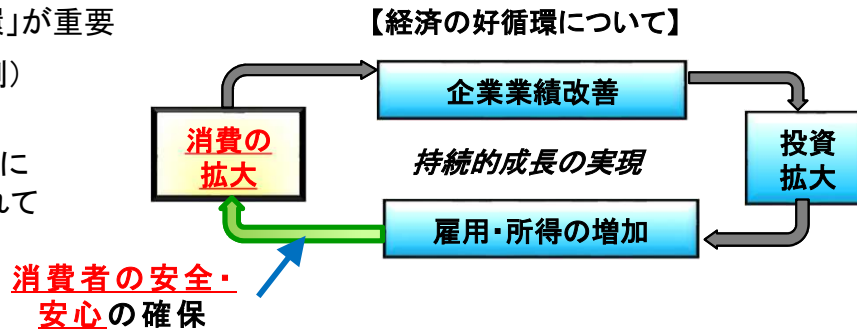
## 計画の効果的な実施

- 毎年度、施策の実施状況について、消費者委員会の監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を実施。
- 検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表。
- 検証・評価を行うに際しては、消費者等の意見のよりの的確な反映を図る。

## 消費者を取り巻く環境の変化と課題

### 1. 経済の好循環と消費者の安全・安心

- 持続的な経済成長のためには「経済の好循環」が重要
- GDPの約6割を消費が占めている(米国約7割)
- 年間約6兆円の消費者被害が発生(推計)  
→ 安心して消費できなければ、消費者が購入に慎重になる。消費者の安全・安心が確保されてこそ、持続的な経済成長が実現できる。



### 4. 高度情報通信社会の進展

- 急速な進展への対応が必要

### 5. 生活のグローバル化

- 国境を越えた取引の安心や輸入商品の安全の確保等が必要

### 6. 東日本大震災後の社会・意識の変化

- 災害発生時の相談体制、平時からの物資の備え等が重要

### 7. 消費者行動の意識の変化

- 共有(シェア)、環境に配慮した消費など、多様な消費行動への対応が必要。

### 2. 高齢化・独居化の進行

- 高齢者・障害者などの被害防止等が急務

### 3. 女性の活躍の進展

- 保育サービス等を安心して受けられる環境が必要

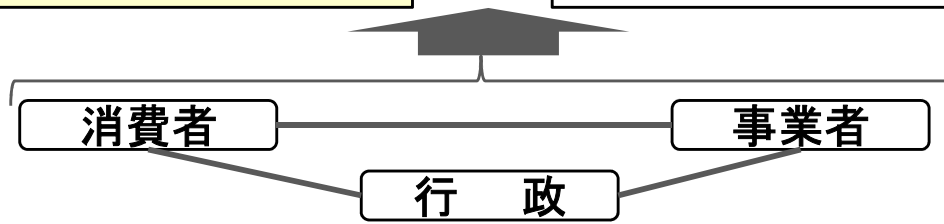
## 消費者政策の基本方針

### 目指すべき姿

- 消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できる
- 消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営める
- 消費者が、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する

### 考慮すべき視点

- ◆ 多くの主体の連携(消費者庁の司令塔機能の発揮)
- ◆ 規制改革による影響の考慮
- ◆ 地域の体制・取組の充実
- ◆ 新たな問題への機動的対応



# 第3期消費者基本計画の概要(その2)

## 5年間で取り組むべき施策の内容

① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 国や地方の消費者行政の体制整備
(1) 事故の未然防止 (2) 事故等の情報収集と発生・拡大防止 (3) 原因究明調査と再発防止 (4) 食品の安全性の確保	(1) 景品表示法の普及啓発・厳正な運用 (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善 (3) 食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用	(1) 横断的な法令の厳正な執行、見直し (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 (3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 (4) 犯罪の未然防止・取締り (5) 規格・計量の適正化	(1) 政策の透明性確保と消費者意見の反映 (2) 消費者教育の推進 (3) 消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 (4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 (5) 環境に配慮した消費行動等の推進	(1) 被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 (2) 高度情報通信社会の進展への対応 (3) グローバル化の進展への対応	(1) 国の組織体制の充実・強化 (2) 地方における体制整備

## 計画の効果的な実施

### ○工程表の作成

- ・ 5年間の取組予定を明確化
- ・ 効果把握のため、施策ごとに指標(KPI)を具体化
- ・ 各府省庁等は、工程表の施策を着実かつ積極的に推進

### 【実施状況の検証・評価・監視】

- ・ 毎年度、実施状況を取りまとめ
- ・ 消費者委員会、消費者政策会議で検証・評価等を実施



### 【見直し】

- ・ 1年に1回は工程表を改定
- ・ 環境や課題、取り組むべき施策に大きな変化がある場合は計画を改定



# 【参照条文】 消費者基本法(昭和43年法律第78号)(抄)

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(前号の特命担当大臣を除く。)

のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

# 【補足】 消費者基本法の全体構成

## 第1条 目的

消費者利益の擁護・増進に関し、

- ・消費者の権利の尊重及びその自立の支援  
その他の基本理念を定める
- ・国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにする
- ・その施策の基本となる事項を定める

ことにより、  
総合的な施策の推進を図る

## 第2条 基本理念

- ・消費者の権利の尊重
  - ・安全の確保 ・教育の機会の確保
  - ・選択の機会の確保 ・意見の反映
  - ・必要な情報の提供 ・被害の救済
- ・消費者の自立を支援

## 第3条～第8条 責務等

- ・国の責務
- ・地方公共団体の責務
- ・事業者の責務
- ・消費者等の努力規定

## 第11条～第23条 基本的施策

- 第11条 安全の確保
- 第12条 消費者契約の適正化等
- 第13条 計量の適正化
- 第14条 規格の適正化
- 第15条 広告その他の表示の適正化等
- 第16条 公正自由な競争の推進等
- 第17条 啓発活動および教育の推進
- 第18条 意見の反映および透明性の確保
- 第19条 苦情処理および紛争解決の推進
- 第20条 高度情報通信社会の進展への的確な対応
- 第21条 国際的な連携の確保
- 第22条 環境の保全への配慮
- 第23条 試験、検査等の施設の整備等

## 第9条・第10条、第24条～第29条 消費者行政推進の仕組み

### **第9条 消費者基本計画の策定**

第10条 関係法令の制定、財政上の措置

- 第24条 行政組織の整備および行政運営の改善
- 第25条 国民生活センターの役割
- 第26条 消費者団体の自主的な活動の促進
- 第27条・28条 消費者政策会議
- 第29条 消費者委員会